

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目10番14号
株式会社三光マーケティングフーズ
代表取締役社長執行役員 長澤 成博

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年9月27日（金曜日）午前11時（受付開始午前10時） |
| 2. 場 所 | 東京都調布市小島町二丁目47番1号
調布市グリーンホール 大ホール（末尾のご案内をご覧ください）
※ 昨年と時間および場所を変更しておりますので、ご注意ください。 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第43期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し、1個とさせていただきます。
- ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、計算書類の株主資本等変動計算書ならびに個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本株主総会招集ご通知への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sankofoods.com/>）に掲載しております。
- ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sankofoods.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度(2018年7月1日～2019年6月30日)における我が国経済は、雇用および所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続いているものの、米中間の通商問題等海外経済の不確実性もあり、依然として先行き不透明な状況であります。

外食業界におきましては、原材料価格の高止まりや物流費の上昇、人材採用難や人件費の増加などが経営圧迫要因となっており、経営環境は以前にも増して厳しい状況であります。

このような環境の中、当社は「“今まで”の延長線上に事業を展開し、“今まで”の価値観で判断・行動する」のではなく、大きく変化したお客様の視点に立って「事業の質的転換を図ること」、そして「現店舗の思い切った整理・再編に踏み込むこと」が最重要課題であると認識し、新体制のもと、以下の施策に取り組んでまいりました。

イ. お客様起点で判断・行動する人・組織づくり

「“お客様はもちろんお店で働くスタッフが笑顔になる空間と時間”をつくるのが、私たちの仕事の目的である」という原点の確認と、そのために、常に「お客様の声に耳を傾け、お客様の“今”と“今から”に人・組織全体が目进行ける企業文化」を醸成すべく、教育や会議等のあらゆる場と機会において確認・共有することに注力してまいりました。

具体的には、社長直下の機関として「お客様相談室」を新設し、お客様を起点にして、PDS サイクル(Plan-Do-See サイクル)を店舗と本社(サポートセンター)が一体となって回す仕組みを導入・定着させてまいりました。

また、従来の本部集中・機能別組織を改め、「業態別分権化組織」(ビジネスユニット制)を導入し、“笑顔になる空間と時間づくり”のために、各事業責任者や店長が自主的に判断・行動する組織運営に変えてまいりました。さらに、分権化された事業責任者として、事業・組織運営を遂行するリーダーを育成するため、三光マーケティング・カレッジを開校し、価値観の転換と技術の習得に注力してまいりました。

この結果、今日では、お客様を起点に、自ら考え、様々な課題を“私ごと”として捉え、踏み込むリーダーが現れてきております。また、従来の「トップダウンによる受動型組織」から「お客様を起点に個々人が組織的に動く能動型組織」への転換が図られ

てきております。

ロ、現店舗の整理・再編

昨今の飲食におけるお客様の嗜好・行動パターンは多様化してきております。かつてはお客様から大きな支持を得ていた総合居酒屋は、お客様から「何ら特徴のない居酒屋」として捉えられており、年々お客様の足が遠のき、集客力が低下しております。

当社は、この総合居酒屋の大型店舗を多数有しておりますが、かつては団体需要を取り込む強みとなっていたこれら大型店が、宴会需要の減少とともに逆に弱みとなり、業績の足を大きく引くという状況にあります。このため、「総合居酒屋からの脱却」と「大型店の整理・再編」は、業績を立て直すうえで、喫緊の経営課題となっております。

このことから、“今まで”に捉われることなく、店舗の閉店と業態転換を推し進めてまいりました。閉店は、大型・空中階の店舗を中心に16店舗を実施し、業態転換は「金の蔵」1店舗を「にのまえ屋」に、「東京チカラめし」1店舗を「アカマル屋」に、「楽釜製麺所」1店舗を「つるもちうどん」に、「月の雫」3店舗を「東方見聞録」に変更・再編いたしました。

なお、新規出店に関しましては、直営店舗として、「金の蔵」を1店舗、フランチャイズ店舗として、「東京チカラめし」を1店舗出店いたしました。この結果、当期末時点での店舗数は、直営店舗100店舗、フランチャイズ店舗9店舗、運営受託店舗2店舗となりました。

ハ、事業・業態の研究開発と実験

前述のとおり、既存店舗の思い切った整理と再編により、ヒト・モノ・カネといった経営資源の回収、および経営コストの低減を図る一方で、質的転換に向けた事業・業態の研究開発とその実験に取り組んでまいりました。

現店舗の具体的な質的転換の内容は、次のとおりです。

- i) 「東方見聞録」は、全国各地にある名店や名物、名産などが旅行気分味わえる「日本版マルコポーロの旅」をコンセプトに、オトナが嬉しい細やかな気配りと和洋折衷の心地よい空間を提供する専門性の高いお店としてリブランディングいたしました。結果、お客様数が20%から40%増となる等順調に推移しております。
- ii) 「アカマル屋」は、省人化モデル店としてブラッシュアップした結果、全店舗黒字化に成功しております。

次に、現店舗を転換する新たな事業・業態の研究開発・実験につきましては、次のとおりです。

- i) 目的来店型の専門業態として、色とりどりの旬の野菜をお肉で巻いた「野菜巻き串」を中心に、四季を味わっていただくお店「にのまえ屋」を開発・出店いたしました。

- ii) 働き方や消費形態の変化等から需要が増加している中食に焦点をあて、弁当や惣菜の試験販売等を実施し、中食事業の展開に向けた準備を進めております。この取り組みは、消費増税にかかる軽減税率への対応策となることはもちろん、人材、商品開発力、および既存店舗内の厨房設備等の社内資源との親和性が高く、将来収益の柱のひとつとして育成してまいります。
- iii) 温浴施設内のレストラン2店舗を運営受託いたしました。これは、固定投資を不要とする投資効率の高い事業であることに加え、既存の人材、および商品開発力等の社内資源を活用できる事業として、今後、拡大に努めてまいります。

以上の取り組みにより、売上高は、107 億 1 百万円（前年同期比 14.1%減）となりました。営業利益につきましては、9 億 95 百万円の損失（前年同期は営業損失 4 億 93 百万円）、経常利益は 9 億 75 百万円の損失（前年同期は経常損失 4 億 24 百万円）となりました。当期純利益は、店舗の減損損失等を計上したこと等により、15 億 69 百万円の損失（前年同期は当期純損失 16 億 56 百万円）となりました。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

なお、前事業年度までは「金の蔵」「黄金の蔵」、「月の雫」「東方見聞録」「吉今」、「アカマル屋」「バリバリ鶏」および「その他」に区分しておりましたが、当事業年度から「金の蔵」、「月の雫」「東方見聞録」「吉今」「黄金の蔵」「バリバリ鶏」、「アカマル屋」「焼肉万里」および「その他」に区分しております。

区 分	第 42 期 (2018年 6 月期)		第43期(当事業年度) (2019年 6 月期)		前事業年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
金 の 蔵	7,640,802	61.3	6,481,017	60.5	△1,159,784	△15.1
月の雫・東方見聞録・吉今・黄金の蔵・バリバリ鶏	2,220,164	17.8	1,772,798	16.5	△447,365	△20.1
アカマル屋・焼肉万里	1,143,218	9.1	1,175,544	10.9	32,325	2.8
そ の 他 業 態	1,460,159	11.7	1,272,063	11.8	△188,095	△12.8

② 次期の見通し

今後、当社を取り巻く環境は、予断を許さない状況が続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、当社は、現在取り組んでいる施策を、経営資源、とりわけ人的資源を集中させて具現化していくことが必要であると認識しており、引き続き以下のとおり変革を進めてまいります。

イ. 新規出店と業態変更

当期において、質的転換を果たした「アカマル屋」は、次代の成長ドライバーのひとつとして位置づけ、新規出店を進めてまいります。また、継続的に商品やオペレーションに改良を加えた結果、安定的に利益を確保できる業態としてブラッシュアップされた「焼肉万里」に関しても、新規出店を進めてまいります。

「東方見聞録」は、商圈、立地条件等を慎重に見極めたうえで既存店舗の受け皿として同業態への業態変更を進めてまいります。「にのまえ屋」につきましても同様に、ブラッシュアップしたうえで、既存店舗からの業態変更を実施いたします。

ロ. 新規業態と新事業への挑戦

既存の日常食小型店舗を最大活用すること、かつ、将来社員が独立して運営できる低投資小型フォーマットを確立することを目的として、既存業態と収益構造が大きく異なるラーメン業態を実験的に出店いたします。

当期から準備を進めております中食事業について、既存店舗を起点とした弁当販売やケータリング等急増する需要に応えるべく拡大してまいります。また、運営受託店舗について、今後、拡大に努めてまいります。

ハ. ブランドポートフォリオの再構築

経営資源の集中を図るため、「月の雫」「楽釜製麺所」および「バリバリ鶏」につきましては、期中に閉店または業態変更を実施することで、業態の統廃合を推し進めてまいります。また、大型・空中階の店舗で、席の稼働率が低下している店舗に関しましては、i) 店舗面積の縮小による効率化、ii) 当社既存ブランドと異なる顧客ニーズを満たす他社ブランドとのコラボレーション店舗への転換、iii) 将来の収益性を慎重に見極めたうえでの閉店を実施いたします。

ニ. 生産性の高い強固な経営基盤の構築

業態再編を進めると同時に、店舗の販売管理費や本社の間接費等を見直すことで、生産性の高い強固な経営基盤を構築すべく以下の取り組みを進めてまいります。

より現場に傾斜する小さな本社とするために、それぞれの業態の本部に、集中した権限と責任を委譲するとともに本社事務所を既存店舗の一部へ移転することといたしました。これにより、本社機能の効率化が図れるとともに現場感をもった本社（サポートセンター）へと転換してまいります。

また、お客様の飲食店の選び方が時代の変化とともに大きく変化するなか、既存媒体に依存した販売戦略を見直し、「金の蔵ア

ブリ」等のオウンドメディア（自社所有の媒体）を強化することで、広告宣伝費を大幅に削減いたします。

さらに、高止まりし続ける物流費を改善するため、より共同配送のメリットを享受できる物流センターへの切り替えを行う等抜本的な物流改善を実施いたします。

ホ. お客様起点で考え行動する能動型組織への転換

お客様満足度向上の一環として、教育母店を設置いたします。教育母店には、各業態において模範となるハイパフォーマー人材を指導者として配置し、当社の目指す価値観を共有し、後進の育成に取り組んでまいります。また、当期から取り組んでいる三光マーケティング・カレッジにより、経営幹部人材の育成が促進されており、第2期生が主体的に受講しております。これにより、トップダウンによる受動型組織からボトムアップの能動型組織への転換をより推し進めてまいります。

以上により、売上高 11,000 百万円（当期比 2.8%増）、営業利益 45 百万円（当期は 9 億 95 百万円の営業損失）、経常利益 45 百万円（当期は 9 億 75 百万円の経常損失）、当期純利益 10 百万円（当期は 15 億 69 百万円の当期純損失）を見込んでおります。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、4 億 48 百万円であります。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 40 期 (2016年 6 月期)	第 41 期 (2017年 6 月期)	第 42 期 (2018年 6 月期)	第 43 期 (当事業年度) (2019年 6 月期)
売 上 高(千円)	13,745,235	13,436,871	12,464,344	10,701,425
経常利益または 経常損失 (△)(千円)	324,470	42,838	△424,805	△975,596
当期純利益または 当期純損失 (△)(千円)	294,155	△298,366	△1,656,431	△1,569,499
1株当たり当期純利益 または1株当たり(円) 当期純損失(△)	20.45	△20.73	△115.13	△109.09
総 資 産(千円)	11,328,296	10,675,218	8,713,070	6,795,819
純 資 産(千円)	8,286,293	7,760,583	5,873,959	4,189,363

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食業界におきましては、原材料価格の高止まりや物流費の上昇、人材採用難や人件費の増加等が経営圧迫要因となっており、経営環境は以前にも増して厳しい状況であります。当社におきましては、引き続き、「事業の質的転換を図ること」そして「現店舗の思い切った整理・再編に踏み込むこと」が最重要課題と認識し、以下の方針のもとで変革を推し進めてまいります。

- ① 新規出店と業態変更
- ② 新規業態と新事業への挑戦
- ③ ブランドポートフォリオの再構築
- ④ 生産性の高い強固な経営基盤の構築
- ⑤ お客様起点で考え行動する能動型組織への転換

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主 要 な 事 業 内 容 (2019年 6 月30日現在)

当社は、カジュアルで親しみやすい「金の蔵」、大人の空間「東方見聞録」に加え、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」の各業態を柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2019年6月30日現在)

本社 東京都中央区
店舗 直営店100店舗（東京都65店舗、神奈川県8店舗、千葉県7店舗、埼玉県10店舗、愛知県1店舗、大阪府9店舗）

(7) 従業員の状況 (2019年6月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
268名	25名減	37.4歳	6.0年

(注) 従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在2,104名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年6月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,072,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,387,000株 |
| (3) 株主数 | 21,691名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
平 林 隆 広	2,766,000株	19.2%
有限会社神田コンサルティング	1,530,000	10.6
平 林 実	1,432,500	9.9
平 林 登 志 子	1,166,000	8.1
平 林 実 人	1,048,000	7.2
アサヒビール株式会社	623,500	4.3
株式会社三菱UFJ銀行	80,000	0.5
宝酒造株式会社	77,100	0.5
J P モルガン証券株式会社	72,400	0.5
三光マーケティングフーズ従業員持株会	57,100	0.3

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

① 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 澤 成 博	執行役員
取締役会長	平 林 隆 広	有限会社神田コンサルティング取締役
取締役	中 里 友 彦	執行役員第二ビジネスユニット統括
取締役	富 川 健 太 郎	執行役員社長室長兼サポートセンター長
取締役	梶 田 直	株式会社SWING GROW代表取締役
取締役	和 田 弘 嗣	和田事務所代表
常勤監査役	平 野 雅 昭	
監査役	岩 橋 修	公益財団法人警察育英会専務理事 株式会社タクマ取締役（監査等委員）
監査役	三 村 藤 明	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 富士製薬工業株式会社社外監査役 マクニカ・富士エレホールディングス 株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役梶田直、和田弘嗣の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平野雅昭、岩橋修、三村藤明の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平野雅昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役岩橋修氏は、長年にわたり警察関連の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有するものであります。
5. 監査役三村藤明氏は、弁護士としての長年の経験により会社法に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役梶田直、和田弘嗣、監査役平野雅昭、岩橋修、三村藤明の5氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 2019年8月14日付で次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役	中 里 友 彦	執行役員新業態開発ビジネスユニット長
取締役	富 川 健 太 郎	執行役員社長室長兼BENTOプロジェクト統括

8. 中村弘樹、宮川勝之、若林利明の3氏は、2018年9月21日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	73,498千円 (8,400)
監査役 (うち社外監査役)	6 (5)	16,650 (14,400)
合計 (うち社外役員)	12 (7)	90,148 (22,800)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2018年9月21日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名（うち社外監査役2名）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年9月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2008年9月25日開催の第32期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当該法人等と当社との関係
- ・ 取締役榊田直氏は株式会社SWING GROWの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役和田弘嗣氏は和田事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役岩橋修氏は公益財団法人警察育英会の専務理事、株式会社タクマの社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同法人および同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役三村藤明氏はアンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー、富士製薬工業株式会社の社外監査役、およびマクニカ・富士エレクトロホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同所および同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 梶 田 直	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、経験豊かな経営者の観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
取締役 和 田 弘 嗣	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、人事戦略的な観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役 平 野 雅 昭	2018年9月の就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、2018年9月の就任後に開催された監査役会10回の全てに出席し、金融機関での経験で培った知識・見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役 岩 橋 修	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回中、13回に出席し、警察行政の経験に基づくリスクマネジメントの観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役 三 村 藤 明	2018年9月の就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、2018年9月の就任後に開催された監査役会10回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案に対して適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額 24百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社および同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項以外の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,065,416	流 動 負 債	1,479,589
現金及び預金	1,420,539	買 掛 金	370,544
売 掛 金	131,399	未 払 金	228,928
原 材 料	36,818	未 払 費 用	420,300
前 払 費 用	262,245	未 払 法 人 税 等	70,397
未収還付法人税等	3	前 受 金	6,894
そ の 他	214,409	預 り 金	33,826
固 定 資 産	4,730,403	前 受 収 益	180,454
有形固定資産	1,674,090	資 産 除 去 債 務	147,719
建 物	657,261	そ の 他	20,522
工具、器具備品	72,494	固 定 負 債	1,126,866
土 地	942,695	繰 延 税 金 負 債	29,945
建 設 仮 勘 定	1,638	退 職 給 付 引 当 金	152,232
無形固定資産	45,785	資 産 除 去 債 務	642,350
商 標 権	5,409	そ の 他	302,337
ソフトウェア	40,303	負 債 合 計	2,606,455
そ の 他	72	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,010,527	株 主 資 本	4,189,363
関係会社株式	33,000	資 本 金	2,390,503
出 資 金	30	資 本 剰 余 金	2,438,802
長 期 貸 付 金	1,170	資 本 準 備 金	2,438,802
差 入 保 証 金	2,718,615	利 益 剰 余 金	△639,942
そ の 他	265,463	利 益 準 備 金	315
貸 倒 引 当 金	△7,752	その他利益剰余金	△640,257
		繰越利益剰余金	△640,257
		純 資 産 合 計	4,189,363
資 産 合 計	6,795,819	負債・純資産合計	6,795,819

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年7月1日から
2019年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		10,701,425
売 上 原 価		2,884,634
売 上 総 利 益		7,816,790
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,812,535
営 業 損 失		△995,745
営 業 外 収 益		34,006
受 取 利 息 及 び 配 当 金	72	
受 取 賃 貸 料	23,485	
受 取 保 険 金	669	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,331	
雑 収 入	3,446	13,857
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	161	
賃 貸 費 用	10,545	
雑 損 失	3,151	
経 常 損 失		△975,596
特 別 利 益		582,981
固 定 資 産 売 却 益	401	
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	11,741	
減 損 損 失	570,175	
そ の 他	1,064	
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,558,177
法人税、住民税及び事業税	36,156	11,322
法 人 税 等 調 整 額	△24,834	
当 期 純 損 失		△1,569,499

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年 8 月23日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 居 伸 浩 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 跡 部 尚 志 ⑩

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社三光マーケティングフーズの 2018 年 7 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日までの第 43 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する

ために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までの第 43 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室、その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年 8 月 23 日

株式会社三光マーケティングフーズ 監査役会

常勤社外監査役	平 野 雅 昭 ㊞
社外監査役	岩 橋 修 ㊞
社外監査役	三 村 藤 明 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の明確化をはかるとともに、今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 （条文省略） （1）～（21）（条文省略） （新 設）	（目的） 第2条 （現行どおり） （1）～（21）（現行どおり） <u>（22） ケータリングサービス業</u> <u>（23） 惣菜、弁当等の製造加工、販売および宅配</u> <u>（24） 各種イベントの企画、制作、および運営</u> <u>（25） 旅行・観光および文化・自然に関する情報提供</u> <u>（26） 両替業</u> <u>（27） 人材の育成、能力開発および技能向上に関する教育事業</u> <u>（28） （現行どおり）</u>
<u>（22）</u> （条文省略）	

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員は任期満了となりますので、業績回復に向けて経営体制を強化するため、1名を増員し、取締役計7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	なが さわ なる ひろ 長 澤 成 博 (1967年11月30日生)	1997年10月 株式会社光通信入社 2001年1月 ジェイフォン東日本株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 入社 2007年1月 当社入社 社長室長 2007年9月 取締役社長室長 2008年1月 取締役総合企画ユニット担当 2011年3月 常務取締役営業本部長 2011年5月 株式会社三光PCシステムズ (現 当社) 代表取締役 2013年2月 常務取締役執行役員経営管理 本部長 2015年7月 常務取締役執行役員 2016年9月 取締役 2016年10月 株式会社レーサム入社 新規事業本部副本部長 2017年2月 株式会社WeBase代表取締役 2018年8月 取締役執行役員 2018年9月 代表取締役社長執行役員 (現 任)	12,400株
【取締役候補者とした理由等】 外食業界および当社を熟知していることに加え、他業界での経営者としての経験も有しており、事業を的確かつ迅速に質的転換させるために適任であると判断したためであります。			
2	ひら ばやし たか ひろ 平 林 隆 広 (1974年11月25日生)	1998年6月 当社入社 1998年6月 取締役 2002年4月 常務取締役社長室長 2002年6月 有限会社神田コンサルティング 取締役 (現任) 2004年1月 代表取締役専務取締役営業本 部長兼開発本部長 2008年6月 代表取締役専務取締役営業ユ ニット担当 2008年7月 アジアンエイト株式会社(現 当社) 代表取締役 2013年9月 代表取締役社長開発本部長 2017年10月 代表取締役社長執行役員 2018年9月 取締役会長 (現任)	2,766,000株
【取締役候補者とした理由等】 当社で約20年間取締役を歴任しており、今後の業績回復に向けてこれらの豊富な経営経験を活かすことができると判断したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	なか ざと とも ひこ 中 里 友 彦 (1974年9月19日生)	1990年3月 株式会社バーミヤン(現 株 式会社すかいらーくレストラ ンツ) 入社 2002年10月 当社入社 2011年8月 第5営業部長 2012年5月 東京チカラめし事業部長 2013年4月 執行役員東京チカラめし事業部 長 2014年9月 取締役執行役員営業本部長 2018年8月 取締役執行役員第二ビジネス ユニット統括 2019年8月 取締役執行役員新業態開発ビジ ネスユニット長(現任)	500株
【取締役候補者としての理由等】 長年にわたり当社の主要業態の運営や開発に携わっており、当社事業への 理解が深く、また、外食業界全般を見渡せる広い視野を持ち合わせていると 判断したためであります。			
4	とみ かわ けん た ろう 富 川 健 太 郎 (1978年9月16日生)	2003年10月 高野崇司法書士事務所入所 2008年2月 当社入社 2014年7月 人事総務部長 2015年3月 社長室長 2016年10月 執行役員社長室長 2017年2月 執行役員社長室長兼サポート センター長 2017年9月 取締役執行役員社長室長兼サポ ートセンター長 2019年8月 取締役執行役員社長室長兼BE NT0プロジェクト統括(現任)	200株
【取締役候補者としての理由等】 当社入社以来、法務・コンプライアンスおよび広報IR等の幅広い部門の経 験があり、会社全体を俯瞰できる深い知見を持ち合わせております。リスク マネジメントの観点からもその役割を担うことができると判断したためであ ります。			
5 ※	こう だつ まさ ひろ 光 達 昌 宏 (1971年12月9日生)	1995年4月 株式会社サイゼリヤ入社 2010年10月 SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. 社長(出向) 2015年10月 株式会社アダツアーズジャパン 代表取締役社長(出向) 2017年5月 株式会社サイゼリヤ店舗運営部 第3ゾーンゾーンマネジャー 2018年9月 同社総務部広報担当部長 2019年7月 当社入社 2019年8月 執行役員金の蔵ビジネスユニッ ト長(現任)	0株
【取締役候補者としての理由等】 外食業界におけるチェーンストアマネジメントに加え、ビジネスモデルの 構築やブランディングの豊富な経験と実績があり、当社取締役としての役割 を担うことができると判断したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
6 ※	こ う の え み 河 野 恵 美 (1966年11月20日生)	1989年4月 株式会社リクルート人材セン ター（現 株式会社リクルー トキャリア）入社 1997年2月 株式会社ブチバトージャパン 入社 1997年9月 同社営業統括部長 1999年3月 株式会社ファーストリテイリ ング入社 2000年5月 同社マーケティング本部広報 部長 2003年8月 ナスステンレス株式会社（現 ナスラック株式会社）入社 2004年1月 同社執行役員マーケティング 本部長 2004年10月 ホワイトトラッシュチャーム ズジャパン株式会社代表取締 役社長 2007年3月 株式会社ベリテ取締役マーケ ティング本部長 2008年9月 アイテ・カンパニー株式会社 代表取締役（現任） 2010年11月 株式会社リンクフローリスト 取締役 2011年2月 同社代表取締役社長 2017年10月 ワイマラマジャパン株式会社 代表取締役社長	0 株
	【社外取締役候補者とした理由等】 PR、ブランディング戦略の立案・実施により企業価値の向上および売上拡大を推進した経験を活かし、当社のブランド再生に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したためであります。		
7 ※	む ら か み よ し の ぶ 村 上 宜 史 (1970年6月26日生)	1993年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会 社（現 伊藤忠テクノソリュー ションズ株式会社）入社 2002年11月 フードゲート株式会社代表取締 役社長（現任）	0 株
	【社外取締役候補者とした理由等】 外食業界で経営者としての経験があり、当社の経営全体に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したためであります。		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 河野恵美氏と村上宜史氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付けの一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定です。
4. 当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めております。社外取締役候補者である河野恵美氏と村上宜史氏の就任が承認された場合、両氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役岩橋修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名（うち社外監査役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
やま した たかし 山 下 貴 (1967年7月28日生) ※	1994年7月 下山紘邇税理士事務所入所 1995年11月 税理士登録 2004年5月 山下貴税理士事務所所長（現任） 2009年1月 萌インターナショナル株式会社監査役（現任） 2011年6月 サイバネットシステム株式会社社外監査役（現任） 2011年8月 公益財団法人国際科学振興財団監事（現任） 2014年4月 国立大学法人山形大学監事 2018年12月 株式会社セレーコーポレーション社外取締役（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由等】 長年にわたる税理士および監査役としての経験を有することから、財務会計および内部統制に関する知見を持ち合わせており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 山下貴氏は、社外監査役候補者であり、当社は、同氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定です。
 4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めております。監査役候補者である山下貴氏の就任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
うちだ よし き 内 田 芳 樹 (1954年9月26日生)	1979年4月 東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1992年5月 同行ロスアンゼルス支店課長 1998年3月 同行コンプライアンス室総括担当主任調査役 1999年4月 全国銀行協会コンプライアンス委員 2000年7月 アーサーアンダーセンTLBA法務部門ディレクター 2001年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2002年7月 KPMGビジネスアシュアランス株式会社LRM部門COO兼取締役兼KPMGリーガル（日本）ヘッド 2003年7月 MDPビジネスアドバイザリー株式会社代表取締役（現任） 2012年9月 国際大学MBAコース非常勤講師 2016年9月 ドイチェアセットマネジメント株式会社監査役	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由等】 金融機関、監査法人グループ企業での法務・コンプライアンス、およびM&Aにかかる実務経験、ならびに監査役としての業務経験から、財務会計および内部統制に関する知見を持ち合わせており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田芳樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 内田芳樹氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めております。補欠監査役候補者である内田芳樹氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年9月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から40年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：調布市グリーンホール 大ホール

東京都調布市小島町二丁目47番1号

TEL 042-481-7611



アクセス ○京王線・京王新線 調布駅

- 1 地下1階西側の「中央改札」を出て地下道を直進、左折し「広場口」に出ます。
- 2 地上に上がり、駅を背に左手奥に「調布市グリーンホール」が見えます。

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。